

不良な生活環境の解消に向けて 条例を制定しました

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例

動物の多頭飼育や
不適切な給餌
による糞害や悪臭の発生

物やごみの堆積や放置
による害虫や悪臭の発生

建築物の不良な管理
による屋根などの崩落のおそれ



条例施行日
令和5年4月1日

直接、担当課に相談したい方はこちら

<p>■ 物やごみの堆積について 廃棄物対策課 電話:221-1364 FAX:221-1564</p>	<p>■ 空き家について 住宅政策課 電話:221-1192 FAX:221-1135</p>
<p>■ 動物の多頭飼育や不適切な給餌について 動物指導センター 葵・駿河区 電話:278-6409 FAX:278-2987 清水区 電話:354-2403 FAX:354-2226</p>	<p>■ 管理不全建物について 建築指導課 電話:221-1267 FAX:221-1135</p>

相談先に迷う方はこちらにご相談ください

不良な生活環境が発生しているのが…

<p>葵区の場合 葵区役所 地域総務課 区民生活係 静岡庁舎 1階 電話:221-1595 FAX:221-1104</p>	<p>駿河区の場合 駿河区役所 地域総務課 区民生活係 駿河区役所 3階 電話:287-8697 FAX:287-8709</p>	<p>清水区の場合 清水区役所 地域総務課 区民生活係 清水庁舎 4階 電話:354-2170 FAX:351-2007</p>
---	--	---

この条例についてのお問い合わせ

環境局 廃棄物対策課 適正処理推進係
静岡庁舎 13階 電話:054-221-1364 FAX:054-221-1564
ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/283_000071.html



1 条例の目的

この条例で何を指すの？



・この条例は、建築物等における物品等の堆積等によって生じる周辺的生活環境の悪化等の影響に対して、これを生じさせた者が抱える生活上の諸問題に配慮しつつ、その影響を解消し、及び良好な生活環境を確保するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、もって市民が安全かつ安心して快適に暮らすことができ、及び相互に支え合う地域社会の実現に資することを目的とする。

2 定義

「不良な生活環境」とは何を指すの？



建築物等における

- ・物品等の堆積又は放置
- ・建築物の不良な管理
- ・不適切な動物の飼養もしくは保管
- ・動物に対する不適正な給餌若しくは給水
- ・立木若しくは雑草の繁茂

左の原因により当該建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態

3 基本方針

どんなアプローチで行うの？



- 1 不良な生活環境は、原因者が自ら解消することを原則とする。
- 2 不良な生活環境の発生の背景に、原因者の精神的又は身体的な状況、地域社会における孤立等の生活上の課題等があり得ることを踏まえ、福祉的な視点から、原因者に寄り添い、原因者が自ら当該不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。
- 3 不良な生活環境を予防し、及び解消するための支援は、市、地域住民、関係機関等が協力して行うものとする。
- 4 前3号に掲げる方針により不良な生活環境の解消のための支援を行ってもなお解消されない場合は、当該不良な生活環境の解消に必要な措置を講ずるものとする。

4 市の責務/5 市民の責務

私たちがすべきことは？



市

- ・基本方針に基づき、不良な生活環境の解消に関する施策を適切かつ総合的に実施する。
- ・不良な生活環境の解消に当たって、関係法令に基づく措置のうち、その権限に属するものを適切に行使するとともに、関係機関との円滑な連携を確保し、総合的な解決を図るものとする。

市民

- ・不良な生活環境の発生の予防に努める。
- ・市が実施する不良な生活環境の解消に関する施策に協力する。

不良な生活環境全般について、調査を行うことができます。

6 調査

調査とは何をするの？



いずれも、この条例の施行に必要な限度において

- 1 建築物等の状態、使用状況等について、原因者、当該建築物等の所有者その他の関係者に対し報告を求めることができる。
- 2 職員に、不良な生活環境にある建築物等に立ち入り、必要な調査を行わせ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 関係機関に対し、建築物等の居住者に関する情報の提供を求めることができる。
- 4 原因者、建築物等の所有者その他の関係者に関する事項について、市の保有する情報を利用することができる。

ポイント

- ☑ 親族関係や福祉サービスの受給状況など、市が保有している情報を使用し調査できるようになります。



不良な生活環境全般について、支援を行います。

7 支援

市はどのような支援を行うの？



- 1 原因者に対し、自ら不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。
- 2 堆積した廃棄物の排出の指導又は収集
建築物等の緊急的な補修の援助
動物の適切な飼い方の指導
動物の引取り、立木等の伐採の助言
市営住宅への入居の誘導
不良な生活環境の状況及び原因者の事情に応じ適宜の手法を選択する。
- 3 地域住民、関係機関等に対して必要な情報提供を行い、その協力を得て原因者が自ら不良な生活環境を解消するための支援、当該不良な生活環境が解消された後における再発防止のための見守りその他の取組をこれらの者と協力して行うものとする。

ポイント

- ☑ 不良な生活環境の背景要因となっている生活上の課題を解決するためのアドバイス等を行い、状態の解消や再発防止の支援をします。



「物品等の堆積又は放置」に限り、この条例で措置・罰則を規定し、命令・行政代執行を行う場合は審議会に諮ります。そのほかの「不良な生活環境」については関係法令に基づき措置を行います。

8・9 措置の内容

支援をしても解決しない場合、市はどうするの？



支援を実施しても不良な生活環境が解消しない場合において、その不良な生活環境が、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼすときは、次の強制力のある措置をするものとする。

指導	支援を行っても不良な生活環境が解消しない場合において、その不良な生活環境が周辺の生活環境に対して著しい悪影響を及ぼすと認めるときは、不良な生活環境の原因となる物品等の堆積若しくは放置をする者（以下「堆積者」という。）又は不良な生活環境に係る建築物等の所有者に対し、その不良な生活環境を解消するために必要な措置をとるように指導することができる。
勧告	指導をした場合において、なおその不良な生活環境が解消しないと認めるときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて当該物品等の堆積又は放置を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。
命令 【要審議会へ諮問】	勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、その者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
行政代執行 【要審議会へ諮問】	命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によっては命令した措置の履行を確保することが困難であり、かつ、当該措置の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、当該措置を当該命令を受けた者に代わって行うことができる。

関係法令と罰則

関係する法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定します。

建物の不良な管理

建築基準法

建築物の敷地、構造又は建築設備に損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるとき

指導・助言

命令

代執行

命令違反で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

空き家特措法

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる特定空家があるとき

指導・助言

命令

代執行

命令違反で50万円以下の過料、立入検査拒否等で20万円以下の過料

不適切な動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水

動物愛護法

動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じているとき

指導・助言

除去勧告

除去命令

改善勧告又は命令

報告徴収又は立入検査・物件検査

命令違反で50万円以下の罰金、報告拒否等で20万円以下の罰金

立木及び雑草の繁茂

道路法

違法放置等物件が交通に危険をおよぼすおそれがあると認められる場合で、他の手段によってその履行を確保することが困難でありかつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき

代執行

消防法

屋外において火災の予防に危険であると認められる行為者又は火災の予防に危険であると認められる物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認められる物件がある場合

命令

代執行

罰金・勾留

民法

隣地の竹木の枝が境界線を越え、所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、所有者が相当の期間内に切除しないとき、所有者やその所在を知ることができないとき、窮迫の事情があるとき

催告

竹木の切取

10～18 審議会

どのような役割なの？



命令や行政代執行等を行う際には、市長の諮問機関として設置する有識者等で構成する審議会に諮る。

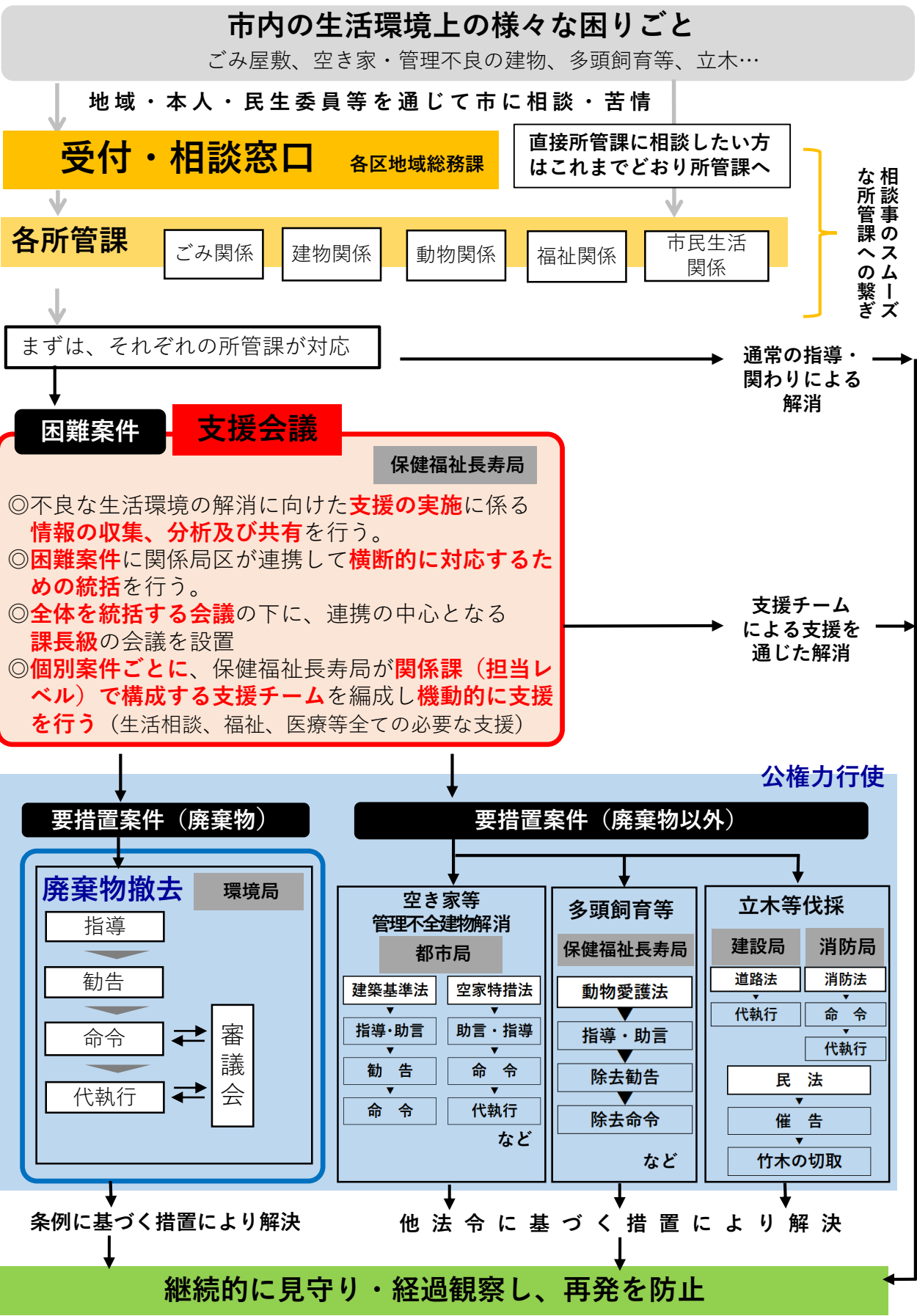
19 罰則

条例に違反したらどうなるの？



正当な理由なく立入調査等を拒否した場合及び命令に違反した者が当該命令に従わないときなどは、5万円以下の過料を科す。

運用スキーム



支援会議

静岡市不良な生活環境解消支援会議設置要綱

設置	第1条	静岡市は、関係局区が連携して不良な生活環境（静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（令和4年静岡市条例第55号）第2条第2号の不良な生活環境をいう。以下同じ。）の円滑な解消を図るため、静岡市不良な生活環境解消支援会議（以下「会議」という。）を置く。
所掌事務	第2条	会議の所掌事項は、次のとおりとする。 （1）不良な生活環境の解消が困難な事案に係る支援の総括に関すること。 （2）不良な生活環境に関する情報の集約及び分析に関すること。 （3）前2号に掲げるもののほか、不良な生活環境の解消に関し市長が必要であると認める事項
組織	第3条	会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。 2 議長は保健福祉長寿局に関する事務を担当する副市長を、副議長は環境局に関する事務を担当する副市長を、委員は別表第1 に掲げる職にある者をもって充てる。
議長及び副議長	第4条	議長は、会務を総理し、会議を代表する。 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。
会議	第5条	会議は、議長が招集する。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
幹事会	第6条	各号に掲げる所掌事項について、必要な調整、支援の進捗管理等をさせるため、会議に幹事会を置く。 2 幹事会は、 別表第2 に掲げる職にある者のうちから保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課生活環境支援担当課長（以下「生活環境支援担当課長」という。）が指名する者をもって組織する。 3 幹事会に幹事長を置き、生活環境支援担当課長の職にある者をもって充てる。 4 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。 5 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「対策会議」とあるのは「幹事会」と、「議長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。 6 幹事長は、不良な生活環境の解消が困難な事案について、関係する幹事の所属の職員による支援チームを編成し、当該事案の解消に当たらせることができる。
庶務	第7条	会議の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課において処理する。
雑則	第8条	この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

別表1

市民局長、葵区長、駿河区長、清水区長、環境局長、保健福祉長寿局長、都市局長、建設局長、消防局長

別表2

- ・市民局 市民自治推進課長、生活安全安心課長
- ・各区役所 地域総務課長、健康支援課長
- ・各区福祉事務所 生活支援課長、障害者支援課長、子育て支援課長、高齢介護課長
- ・環境局 廃棄物対策課長、収集業務課長
- ・保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長
- 健康福祉部 福祉総務課 生活環境支援担当課長、健康づくり推進課長、障害福祉企画課長、障害者支援推進課長、高齢者福祉課長、介護保険課長
- 保健衛生医療部 こころの健康センター所長、動物指導センター所長
- 保健所 生活衛生課長、精神保健福祉課長
- ・都市局 建築部 建築指導課長、住宅政策課長
- ・建設局 土木部 土木管理課長
- 道路部 葵南道路整備課長、葵北道路整備課長、駿河道路整備課長、清水道路整備課長
- ・消防局 消防部 予防課長

静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例

令和4年12月16日

条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、建築物等における物品等の堆積等によって生じる周辺的生活環境の悪化等の影響に対して、これを生じさせた者が抱える生活上の諸問題に配慮しつつ、その影響を解消し、及び良好な生活環境を確保するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、もって市民が安全かつ安心で快適に暮らすことができ、及び相互に支え合う地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及びその敷地をいう。

(2) 不良な生活環境 建築物等における物品等の堆積若しくは放置、当該建築物等の不良な管理、不適切な動物の飼養若しくは保管若しくは動物に対する不適切な給餌若しくは給水又は立木若しくは雑草の繁茂等により、当該建築物等の周辺における生活環境が著しく損なわれ、又は損なわれるおそれがある状態をいう。

(3) 原因者 不良な生活環境を生じさせた者をいう。

(基本方針)

第3条 不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき実施されるものとする。

(1) 不良な生活環境は、原因者が自ら解消することを原則とする。

(2) 不良な生活環境の発生の背景に、原因者の精神的又は身体的な状況、地域社会における孤立等の生活上の課題等があり得ることを踏まえ、福祉的な視点から、原因者に寄り添い、原因者が自ら当該不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。

(3) 不良な生活環境を予防し、及び解消するための支援は、市、地域住民、関係機関等が協力して行うものとする。

(4) 前3号に掲げる方針により不良な生活環境の解消のための支援を行ってもなお解消されない場合は、当該不良な生活環境の解消に必要な措置を講ずるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本方針にのっとり、不良な生活環境の解消に関する施策を適切かつ総合的に実施するものとする。

2 市は、不良な生活環境の解消に当たって、関係法令に基づく措置のうち、その権限に属するものを適切に行使するとともに、関係機関との円滑な連携を確保し、総合的な解決を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、不良な生活環境の発生の予防に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する不良な生活環境の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(調査等)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、建築物等の状態、使用状況等について、原因者、当該建築物等の所有者その他の関係者に対し報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、不良な生活環境にある建築物等に立ち入り、必要な調査を行わせ、又は関係者に質問させることができる。

3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係機関に対し、建築物等の居住者に関する情報の提供を求めることができる。

4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、原因者、建築物等の所有者その他の関係者に関する事項について、市の保有する情報を利用することができる。

5 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(支援)

第7条 市長は、原因者に対し、自ら不良な生活環境を解消するための支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による支援に当たっては、不良な生活環境の状況及び原因者の事情に応じ、堆積した廃棄物の排出の指導又は収集、建築物等の緊急的な補修の援助、動物の適切な飼い方の指導、動物の引取り、立木等の伐採の助言、市営住宅への入居の誘導等の適宜の手法を選択するものとする。

3 市長は、地域住民、関係機関等に対して必要な情報提供を行い、その協力を得て原因者が自ら不良な生活環境を解消するための支援、当該不良な生活環境が解消された後における再発防止のための見守りその他の取組をこれらの者と協力して行うものとする。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、前条第1項の規定による支援を行っても不良な生活環境が解消しない場合において、その不良な生活環境が周辺的生活環境に対して著しい悪影響を及ぼすと認めるときは、不良な生活環境の原因となる物品等の堆積若しくは放置をする者（以下「堆積者」という。）又は不良な生活環境に係る建築物等の所有者に対し、その不良な生活環境を解消するために必要な措置をとるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導をした場合において、なおその不良な生活環境が解消しないと認めるときは、当該指導を受けた者（堆積者に限る。）に対し、期限を定めて当該物品等の堆積又は放置を解消するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(命令及び代執行)

第9条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつた場合において、その者に対し、期限を定めて当該勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によっては命令した措置の履行を確保することが困難であり、かつ、当該措置の不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、当該措置を当該命令を受けた者に代わって行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による命令及び前項の規定による代執行をしようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会に諮問しなければならない。

(静岡市不良な生活環境解消推進審議会の設置)

第10条 、静岡市不良な生活環境解消推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 審議会は、第9条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、不良な生活環境の解消に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第12条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 福祉関係団体を代表する者

(3) 町内会及び自治会の代表者

(委員の任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会に、会長の指名により、副会長を置く。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第17条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(審議会の運営に関する委任)

第18条 第10条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 正当な理由なしに、第6条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 第9条第1項の規定による命令に違反した者

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。